

# 提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	ヒアリング団体	ページ
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し(5件)	神戸市	—
		相模原市	1
		鳥取県	2
35	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲(1件)	鳥取県	—
24	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し(1件)	埼玉県	3~5
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲(3件)	埼玉県	6
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(17件)	埼玉県	7~8
		東京都	9~15
		兵庫県	—
		九州地方 知事会 (佐賀県)	16~19
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲(1件)	埼玉県	20
7	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和(1件)	埼玉県	—
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(1件)	兵庫県	—
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲(1件)	兵庫県	—
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し(7件)	兵庫県	—
		九州地方 知事会 (福岡県)	—
		神奈川県	—
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し(3件)	九州地方 知事会 (福岡県)	21
		九州地方 知事会 (佐賀県)	22
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲(2件)	九州地方 知事会 (福岡県)	23
		神奈川県	—
36	CIQ業務権限の都道府県への移譲(1件)	佐賀県	24~37

## 相模原市における放課後児童クラブについて

## 1 入会児童数等の推移(各年度5月1日現在)

## (1) 公立児童クラブ

年 度	施設数	定 員 (人)	入会児童数 (人)	保留 児童数(人)
H21	66	3,235	3,787	211
H22	66	3,305	3,877	84
H23	66	3,305	3,858	50
H24	66	3,700	3,881	148
H25	66	3,805	3,977	165
H26	66	4,043	4,205	199

## (2) 民間児童クラブ

年 度	施設数	入会児童数(人)
H21	13	332
H22	15	369
H23	16	419
H24	18	475
H25	20	526
H26	21	580

## 2 施設数(平成26年5月1日現在)

## (1) 公立児童クラブ 65校(全72校)で実施

単位:箇所

施設形態	学校の 余裕教室	学校敷地内 専用施設	児童館・ 児童センター	公有地 専用施設	合 計
第1児童クラブ	16	22	24	4	66
第2児童クラブ	12	5	6	3	26
合 計	28	27	30	7	92
	30.5%	29.3%	32.6%	7.6%	100%

※実施箇所の約6割において学校施設等を利用している状況

## (2) 民間児童クラブ 21施設で実施

単位:箇所

施設形態	民家・ アパート	貸し店舗・ 事務所	保育所	幼稚園	合 計
児童クラブ	8	10	1	2	21
	38.1%	47.6%	4.8%	9.5%	100%

## 【参考資料】鳥取県の放課後児童クラブの実施状況について

子育て応援課  
平成26年8月19日

### 1 県内の放課後児童クラブの実施状況

#### 国庫補助対象外のクラブ数の推移

	H23	H24	H25	H26(予定)
対象外クラブ数	10クラブ	9クラブ	5クラブ	6クラブ
10人未満のクラブ数	6クラブ	8クラブ	4クラブ	6クラブ
開設日数が250日未満で 10人～19人のクラブ数	4クラブ	1クラブ	1クラブ	0クラブ
全クラブ数	135クラブ	137クラブ	138クラブ	147クラブ

※夏休みのみ開設のクラブを含めず(H23～H25:1クラブ、H26:2クラブ)

### 2 単県助成制度

#### (1) 小規模クラブの運営費に関する助成制度(H25)

5～9人で実施している小規模クラブについて、運営費を助成。

また、児童数10～19人、開設日数250日以上为国庫補助対象クラブの運営費に552千円の上乗せ助成。

区分	単県事業			国庫事業対象	
	5人～	5人～19人	5人～9人	10～19人	20人～
対象児童数	5人～	5人～19人	5人～9人	10～19人	20人～
開設日数	25～199日	200～249日	250日以上	250日以上	200～249日
補助基準額	1,745千円×日数/250日		1,745千円	1,193千円 552千円 ※かさ上げ	2,059千円 ※特例分

※着色枠内は単県補助

※特例分とは、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開所する必要がない場合に国庫補助対象とするもの。

#### (2) 小規模クラブの実施状況と補助額(H25実績)

(単位:円)

市町村名	クラブ名	実績報告				
		受入児童数	開設日数	補助対象経費	限度額	補助金額
A市	aクラブ※	8人	247日	2,808,220	2,080,000	1,040,000
	bクラブ※	13人	247日	2,654,340	2,080,000	1,040,000
	小計	小計	5,462,560	4,160,000	2,080,000	
B町	cクラブ※	6人	242日	2,409,112	2,059,000	1,029,000
	dクラブ	9人	25日	633,478	419,000	209,000
	小計	小計	3,042,590	2,478,000	1,238,000	
C町	eクラブ	9人	257日	3,391,470	2,477,000	1,238,000
	fクラブ	9人	256日	1,733,856	2,491,000	1,245,000
	小計	小計	5,125,326	4,968,000	2,483,000	
合計				13,630,476		5,801,000

(注1)※印の付いているクラブが特別交付税の対象

(注2)dクラブについては夏休み期間のみ開設のクラブ

# 水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

提案事項	水素ステーションの設置について規制改革実施計画（次世代自動車の世界最速普及）に基づき、速やかに規制を緩和すること				
具体的項目	①公道との保安距離の短縮	②液化水素ステーション基準の整備	③水素ステーションの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	④水素ステーションに係る設計係数の低い設備等の技術基準適合手続の簡略化	⑤小規模な圧縮水素ステーション基準の整備
	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 例示基準	高圧ガス保安法 特定設備検査規則	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則
内容	水素ディスプレイセンサーと公道との保安距離（現行6m）をガソリンスタンド並み（4m）に短縮する	現在未整備の液化水素ステーションの技術基準を整備する	海外で使用実績のある鋼材を国内の水素ステーションで使用可能とする	水素ステーションに係る設備等の設計係数（現行4倍）を欧米並み（2.4倍）に緩和する ための手続の簡略化を図る	現在未整備の小規模な圧縮水素ステーションの技術基準を整備する
効果等	保安距離が短縮されることにより、設置に必要な敷地面積が小さくでき、設置コストが削減され、用地確保がしやすくなる	基準が未整備のため、市街地に液化水素ステーションが設置できない。 圧縮水素ステーションと同様の基準を整備することにより、液化水素ステーションの普及が促進される	大臣特別認可の手続を経ずに、海外で製造された水素ステーションの輸入・整備が可能となるため、設置コストが削減される	大臣特別認可の手続を経ずに、欧米並みの設計係数で製造された部品が使用可能となり、設置コストが削減される	基準が未整備のため、小規模な水素ステーションに対し、大規模並みの設備等が要求されている。 基準を整備することにより小規模な水素ステーションの設置コストが削減されるとともに、普及が促進される

水素エネルギー・燃料電池自動車の普及を図る上では、水素ステーションの整備が重要であり、規制緩和を著実に進め、水素ステーションの設置を促進すべき

1. 公道とディスペンサーの保安距離の短縮（高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 第 1 項第 2 号）

水素ディスペンサーと公道との保安距離は、ガソリンディスペンサーとの距離（4 m）より長い 6 m に規定されている。このため、必要敷地面積が大きく、コスト（固定費）が高くなるとともに、用地選定が困難となっている。このため、保安距離をガソリンスタンド並みの 4m に短縮するため、一般高圧ガス保安規則を改正する必要がある。

2. 液化水素スタンド基準の整備①（高圧ガス保安法・一般高圧ガス保安規則・新規）

現在、液化水素スタンドの基準が整備されていないため、液化水素スタンドが市街地に設置できない。液化水素は圧縮水素と並び、水素の大量貯蔵方法であり、液化水素スタンドが市街地に整備できない場合、水素スタンドの整備の選択肢を狭めることとなり、水素スタンドの普及に支障がある。

このため、一般高圧ガス保安規則を改正し、圧縮水素スタンドと同様に新たに液化水素スタンドの基準を整備する必要がある。

また、高圧ガス保安法上の手続きが済み次第、消防法上の安全対策や、建築基準法第 48 条に基づく自治体への技術的助言を行う必要がある。

3. 水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備（一般高圧ガス保安規則 例示基準の改正）

現在はステンレス等定められた鋼材しか水素スタンドに使用できない。このため、海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を使用した水素スタンドの設備を輸入し、使用することができない。このため、水素スタンドのコストが上昇している。水素スタンドを普及させるため、我が国の水素スタンドにおいても海外で使用実績のある鋼材が使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す必要がある。

4. 水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化（特定設備検査規則第 12 条の改正）

水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数については、ドイツ、米国等諸外国の設計係数が 2.4 倍であるのに対し、日本は 4 倍であり、諸外国よりも厳しい。このため、海外で使用している部品が使用できない。また、水素スタンドのコストが諸外国に比べ高くなっている。このため、大臣特別認可を受けなくても 2.4 倍で設計、製造できるよう、特定設備検査規則第 12 条を改正する必要がある。

5. 第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備（高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 新規整備）

公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等は敷地が狭く、大規模な水素スタンドを設置することができない。しかし、これらにはより小規模な水素スタンドの設置が求められるところ、大規模な圧縮水素スタンドしか設置できない。このため、小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、一般高圧ガス保安規則を改正し、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る 1 日当たりの処理能力が 30 立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準を新たに整備する必要がある。

また、高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第 48 条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う必要がある。